

特定非営利活動法人クラブ北神 賛助会員規約

【名称】

第1条 本クラブは「特定非営利活動法人クラブ北神」（以下、クラブという。）と称する。

【所在地】

第2条 クラブ事務局の所在地は、神戸市北区道場町日下部 1462 番地に置く。

【目的】

第3条 賛助会員（以下、会員とする）は、クラブの定款第6条に定める規定に基づき、会員制度の運営等について必要な事項を定め、クラブとの協力と理解を高めることにより、クラブ事業活動の推進に資することを目的とする。

【適用範囲】

第4条 この規約は、クラブの定款（以下、定款という）第6条の賛助会員に適用する。

【事業】

第5条 クラブは、第3条の目的を達成するため、会員に対して次の事業を行う。

- (1)クラブが作成または発行する資料の提供
- (2)クラブまたはクラブ員との情報交換のための懇談等の開催
- (3)その他、目的を達成するために必要な事業に参加・協力をし、クラブの発展につとめるものとする。

【入会手続き】

第6条 会員に入会する場合は、クラブの賛助会員規約（以下、本規約という）を承諾した上で所定の申込用紙を記入後にクラブに提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2.会員は1年単位とし、4月から翌年3月までの間とする。
- 3.会員資格を継続する会員は、年度初めに申し込みをするものとする。
- 4.会員として加入する場合は、別に定める会費を納めるものとする。

【入会資格】

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることは出来ない。

- (1)本規約およびクラブの諸規則を遵守できない者
- (2)本申込みを行う者が記載した情報と相違ないことを確認できない者
- (3)暴力団または反社会的勢力関係者とクラブが判断した者
- (4)過去にクラブから除名される等クラブが不適と認める者
- (5)その他クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

2 上記各号は、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただくものとする。

【会員の期間】

第8条 会員の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの年度とする。

2 年度内の途中入会であっても、有効期間は途中入会日より年度末の3月31日までとする。

【会費】

第9条 会員は、クラブ会費を指定された期日までに、クラブに対して指定する方法で納入しなければ

ならない。

- 2 クラブ会費は、以下の金額とする。
1口 1,000円 1口以上とする。
- 3 既納のクラブ会費は原則返納しないものとする。
- 4 年度の途中入会であっても、クラブ会費は変わらないものとする。

【変更手続き】

第10条 会員は、住所、氏名または連絡先等が入会申込書の記入した事項に変更のあった場合は、速やかに所定の書面で届けるものとする。

【除名】

第11条 会員が次の各に定める事項に該当したときは、会員を除名することができる。

- (1)本規約第7条に定める入会の資格が欠落したとき。
- (2)クラブの定款や本規約に違反したとき。
- (3)他の会員、クラブ正会員、クラブ利用会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等その他の権利を侵害したとき。またはクラブに被害の届出があったとき。
- (4)クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (5)その他、法令や公序良俗に反する行為があるなど、クラブが会員として不適切と判断したとき。

【資格喪失】

第12条 会員は、次の場合にはその資格を喪失する。

- (1)会員資格の継続手続きをしないとき。
- (2)死亡、または会員である団体が消滅したとき。
- (3)正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)クラブの運営上重大な理由により、クラブを閉鎖したとき。

【禁止事項】

第13条 会員は、活動にあたり以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)他の会員、第三者もしくはクラブの財産およびプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2)公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3)クラブの運営・活動を妨げる行為および信用を毀損する行為。
- (4)その他、非適切と判断される行為。

【個人情報】

第14条 クラブは、本規約および入会申込書にかかる個人情報および特定個人情報等は、個人情報保護法など法令およびガイドラインに準じて管理は厳重に行い、安全かつ適切に取り扱うものとする。

- 2 会員が提出した各種届出等に記載した事項については、クラブの運営に用いる他、個人を特定しない統計的情報に利用することがある。
- 3 クラブは、会費の口座振替を行う目的の範囲以内で、会員の個人情報を金融機関に開示を行うものとする。

【細 則】

第15条 この規約以外については、クラブの定款、別途諸規則等に従うものとする。

【諸費用の変更】

第16条 クラブは、本規約にもとづき、会員が負担すべき諸費用について、クラブが必要と判断した時は、会員の事前の承諾を得ることなく変更できるものとする。

【規則の改定】

第17条 クラブは、運営のために必要と判断される場合、本規約について理事会の決議によって改定することができる。

【附 則】

この規約は、令和5年4月1日より施行する。